

県連指導要員選任手続き要領

県連指導要員の選任手続きについて、以下の通り指導要員の選考手順を明確に定める。この要領は平成 27 年 11 月 1 日に制定・施行開始する。この要領の改廃は、県コミッショナー、ディレクター、県連指導者委員長の合議によって行う。この要領の制定・改廃は速やかに県コミッショナーが県連理事会に報告する。

Step1：県連指導者委員長、ディレクター、県コミッショナーは、「第◎◎回指導要員養成研修会（以下「研修会」という）開催案内」を地区委員長、地区コミッショナー、地区指導者委員長宛に発信する。

Step2：これに伴い各地区コミッショナーは、指導要員の資格要件を満たす指導者を推薦し、推薦を受けた参加予定者は、研修会への参加申込を行う。（様式-1）

※ 参加申込書には「所属団委員長の同意」及び「地区コミッショナーの推薦」を要す。

Step3：各地区からの推薦に基づき、県コミッショナー・県連指導者委員長・ディレクターの合議により当該推薦者の研修会参加を決定する。当該研修会参加決定者については、県連指導者委員長より、個別に参加承諾書兼参加案内書を出す。

Step4：「第◎◎回指導要員養成研修会」を開催する。研修会は 2 年ごとに開催し、主任講師及び講師は、ディレクター・チームまたは県コミッショナーグループの中から選任する。開設業務は県連指導者委員会が担当する。

Step5：研修会終了後直ちに、講師による認定会議を行い、主任講師が修了認定を行う。修了者には「修了証」を発行するが、その効力は履修認定日から 2 年間とする。

修了者は、当該 2 年間の間に、新任指導要員の選考を受けなければならない。

Step6：県連指導者委員長は、参加者所属の地区コミッショナー、および地区指導者委員長宛てに研修会履修認定結果報告を行う。

Step7：履修認定が行われた指導者に対し、県連指導者委員長は、各地区コミッショナー宛てに「新任県連指導要員推薦書」を発信し、その提出を促す。（様式-2）

Step8：各地区委員長・地区コミッショナー・地区指導者委員長は合議の上、要件（県連トレーニングチームに関する内規第 7 条）を満たす指導者を推薦する。

Step9：各地区からの推薦を元に、選考委員会（「県コミッショナー、ディレクター、県連指導者委員長をもって構成する」；県連トレーニングチームに関する内規第 13 条）にて新任指導要員を選考する。選考委員会は、毎年、12 月から翌年 3 月末までに開催しなければならない。

Step10：選考結果は県連理事会の議を経た後、連盟長が当該者を新任指導要員として委嘱する。指導要員の任期は、4 月 1 日より 2 年間とする。（県連トレーニングチームに関する内規第 10 条）

※ （様式-1）、（様式-2）

平成 27 年 11 月 18 日県連常任理事会決定